

新旧対照表（千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱の一部改正）

改正前	改正後
<p>千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱 平成9年4月1日施行 最終改正 <u>令和4年4月1日施行</u></p> <p>第1条（略） （占用料の減免）</p> <p>第2条 条例第5条の規定による占用料の減額又は免除については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 占用料を免除するもの（略）</p> <p>(2) 占用料を減額するもの及び減額後の占用料</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 条例第5条第5号に掲げるもの</p> <p>(ア)～(コ)（略）</p> <p>(サ) <u>PHS無線基地局</u>、その他これらに類する小型の無線基地局……条例第2条に定める占用料の額に30%を乗じて得た額</p> <p>(シ)～(セ)（略）</p> <p>(リ) 国家戦略特別区域法施行令第19条に掲げる以下の施設等の設置に併せて、占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定等)が行われる場合……条例第2条に定める占用料の額に10%を乗じて得た額(別に定める減額率は適用しないものとする。)</p> <p>a（略）</p> <p>b（略）</p> <p>c（略）</p> <p>d（略）</p> <p>e（略）</p> <p><u>(タ) 新設</u></p>	<p>千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱 平成9年4月1日施行 最終改正 <u>令和5年10月1日施行</u></p> <p>第1条（略） （占用料の減免）</p> <p>第2条 条例第5条の規定による占用料の減額又は免除については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 占用料を免除するもの（略）</p> <p>(2) 占用料を減額するもの及び減額後の占用料</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 条例第5条第5号に掲げるもの</p> <p>(ア)～(コ)（略）</p> <p>(サ) <u>工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局</u>…条例第2条に定める占用料の額に30%を乗じて得た額</p> <p>(シ)～(セ)（略）</p> <p>(リ) 国家戦略特別区域法施行令第24条に掲げる以下の施設等の設置に併せて、占用主体により提案される道路維持管理への協力(占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定等)が行われる場合……条例第2条に定める占用料の額に10%を乗じて得た額(別に定める減額率は適用しないものとする。)</p> <p>a（略）</p> <p>b（略）</p> <p>c（略）</p> <p>d（略）</p> <p>e（略）</p> <p>(タ) 令第16条の2に掲げる工作物、物件又は施設等の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定等）が行われる場合……条例第2条に定める占用料の額に10%を乗じて得た額（別に定める減額率は適用しないものとする。）</p> <p>a 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p> <p>b ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの</p> <p>c 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの</p> <p>d 食事施設、購買施設その他これらにする施設で歩行者の利便の増進に資するもの</p>

第3条 (略)
第4条 (略)

- e 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- f 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの
 - (a) 広告塔、街灯その他これらに類する工作物
 - (b) 露店、商品置き場その他これらに類する施設
 - (c) 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

第3条 (略)
第4条 (略)

附 則

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、令和5年10月1日以後の占用に係る占用料の減額又は免除について適用し、同日前の占用に係る占用料の減額又は免除については、なお従前の例による。